

無料職業紹介事業 許可申請必要書類等 (法人)

無料職業紹介事業を行うにあたっては、職業安定法第33条第4項において準用する法第31条第1項の要件（許可基準）を満たしたうえで、下記①～⑩の書類を、本店所在地を管轄する都道府県労働局に提出する必要があります。

兵庫労働局への申請の場合、許可を受けようとする月の3か月前の末日までに提出してください。
※役員に欠格事由者（禁固以上の刑の執行中の者、刑の執行が終了してから5年を経過しない者または刑の執行猶予中の者等）がいる場合は、無料職業紹介事業を行うことができません。

①無料職業紹介事業許可申請書（様式第1号） 【正本1部・コピー2部】

②無料職業紹介事業計画書（様式第2号） 【正本1部・コピー2部】

③無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書（様式第6号） 【正本1部・コピー2部】

- 職業紹介事業の運営において、「取扱職種」や「取扱地域」等を限定する場合に必要となります。
- 「国外にわたる職業紹介」を行う場合は、下記⑤の書類に併せて提出してください。

④定款 【コピー2部】

- 「(無料)職業紹介事業」を行う事業目的が必要です。

⑤法人の登記事項証明書（履歴事項証明書） 【正本1部・コピー1部】

- 「(無料)職業紹介事業」を行う事業目的が必要です。
- 申請日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

⑥役員（監査役含む）および職業紹介責任者の住民票 【正本1部・コピー1部】

- 本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載が無いものに限りません。
- 外国籍の方は国籍および在留資格(特別永住者の方は国籍および特別永住者であること)が記載されたものがが必要です。
- 申請日前3か月以内に証明されたものを提出してください。

⑦役員（監査役含む）および職業紹介責任者の履歴書 【正本1部・コピー1部】

- 氏名・住所（居所）・生年月日のほか、最終学歴から現在までの職歴、役員への就任解任状況、賞罰の有無を記載してください。写真の貼付は不要です。
- 職歴に空白期間がある場合、その期間についての説明を記載（求職活動、開業準備等）してください。

⑧職業紹介責任者講習受講証明書 【コピー2部】

- 選任した職業紹介責任者の「職業紹介責任者講習受講証明書」の写しを添付してください。
- 受講（修了）日が、申請の受理日前5年以内のものに限ります。

⑨法人税の確定申告書の写し（別表1および別表4） 【コピー2部】

- 最近（直近）の事業年度のものに限ります。
- 納税地の所轄税務署の受付印があるものを提出してください。電子申告の場合は、納税地の所轄税務署に受け付けられた旨が確認できるもの（e-taxからの「受信通知」を印刷したもの）の添付が必要です。

- 連結納税制度を採用している場合は、下記書類を提出してください。
 - 連結法人税の確定申告書の写し（別表 1 の 2「各連結事業年度分の連結所得にかかる申告書」および「個別帰属額等の一覧表」のみで可）
 - 連結法人税の個別帰属額の届出書および別表 4 の 2「個別所得の金額の計算に関する明細書」
 - 連結欠損金当期控除額及び連結欠損金個別帰属額の計算に関する明細書（別表 7 の 2 付表 1）
※作成した場合のみ提出してください。

⑩納税証明書「その 2」（法人税の所得金額の証明書） 【正本 1 部・コピー 1 部】

- 最近（直近）の事業年度のものに限ります。
- 連結納税制度を採用している場合は、連結所得金額に関するものを提出してください。

⑪貸借対照表・損益計算書・株主（社員）資本等変動計算書 【コピー 2 部】

- 最近（直近）の事業年度のもので、納税地の所轄税務署の提出したものに限りま。
- 設立後最初の決算期を終了していない場合は、会社（法人）設立時の貸借対照表を提出してください。

⑫事業所の使用権を証する書類 【正本 1 部・コピー 1 部（賃貸の場合コピー 2 部）】

- 不動産の登記事項証明書、賃貸借（使用貸借）契約書により確認します（建物のみ）。
- 転貸借の場合は所有者の転貸借にかかる同意書および原契約書の写しも併せて提出してください。
- 職業紹介事業の事業所として、使用が可能なもの（使用目的・契約期間）に限ります。
- 参考資料として、事業所のレイアウト図（簡易なもので可）も併せて添付してください。

⑬個人情報適正管理規程 【コピー 2 部】

- 必要な項目が具備されている必要があります（モデル例あり）。

⑭業務の運営に関する規程 【コピー 2 部】

- 必要な項目が具備されている必要があります（令和 4 年職業安定法改正内容を反映したモデル例あり）。

⑮国外にわたる職業紹介を行うにあたっては、下記関係書類（日本語訳含む）

【コピー 2 部（通達様式第 10 号は正本 1 部・コピー 1 部）】

- 相手先国の関係法令
- 相手先国において、事業者が職業紹介にかかる活動が認められていることを証する書類
- 取次機関を利用する場合は、
 - ◇取次機関が相手先国で職業紹介にかかる活動を認められていることを証する書類（許可証等）
 - ◇取次機関および事業者の業務分担について記載した契約書その他事業の運営に関する書類
 - ◇取次機関に関する申告書（通達様式第 10 号）

⑯その他

- ①～⑮以外について、必要に応じて補足資料の提出が必要となる場合があります。
- 手数料（収入印紙）および登録免許税の納付は必要ありません。

問い合わせ先：兵庫労働局職業安定部需給調整事業課 TEL:078-367-0831